

平成27年3月31日

総務大臣  
山本早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一 照

## 答 申 書

平成27年2月13日付け諮問第3072号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

### 記

- 1 今国会に提出された、法人税率を 25.5%から 23.9%へと引き下げること等を内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当審議会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりである。

# 法人税率の引き下げ等について

(別添1)

## 接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税  
(税率変更: 4.3% → 3.1%)
- ・地方法人特別税  
(税率変更: 67.4% → 93.5%)
- ・法人税  
(税率変更: 25.5% → 23.9%)
- ・道府県民税\*
- ・市町村民税\*
- ・地方法人税\*

※ 課税標準が法人税額であることによる税額変更

本件申請においては、法人税率等が平成26年度と同率であることを前提に接続料が算定されているが、今国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が、平成27年3月13日に衆議院で可決され、現在、参議院で審議されている状況に鑑み、同法案が成立・施行し、法人税率の引き下げ等が確定した場合には、平成27年度の接続料については、これを前提として再算定することが適当である。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
(長期増分費用方式に基づく平成 27 年度の接続料等の改定)

<p>意見 1 平成 27 年度接続料算定に用いる光ケーブルの経済的耐用年数は、平成 26 年 12 月 3 日の長期増分費用モデル研究会（第 51 回）で公表された最新の推計結果を適用すべき。</p>	<p>考え方 1</p>
<p>○ 平成 26 年 3 月 14 日付けの「長期増分費用方式に基づく平成 26 年度の接続料等の改定」に対する弊社共意見書で述べた通り、本来、平成 27 年度接続料算定に用いる光ケーブルの経済的耐用年数は平成 26 年 12 月 3 日の長期増分費用モデル研究会（第 51 回）で公表された最新の推計結果を適用すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク BB（株）、ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株）】</p>	<p>○ 今回認可申請された平成 27 年度接続料は、平成 27 年 1 月 15 日に公布された接続料規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 2 号）に基づき算定されたものであり、算定に用いられた光ケーブルの経済的耐用年数は適当と考える。</p> <p>なお、平成 26 年 12 月 3 日の長期増分費用モデル研究会（第 51 回）に公表された光ケーブルの経済的耐用年数の推計結果については、平成 28 年度以降の接続料算定に係る検討の際に考慮されるべきものとする。</p>
<p>意見 2 接続料の大幅な上昇は、利用者料金の値上げ等にも波及しかねないため、平成 28 年度以降の接続料算定には、LRICモデルの基本的事項の考え方に合致するIPモデルを適用すべき。</p>	<p>考え方 2</p>
<p>○ 先日認可申請が行われた平成 27 年度の PSTN 接続料案は、GC 接続で対前年度比+7.7%、IC 接続で対前年度比+6.1%と、平成 26 年度と比べて GC 接続・IC 接続共に大幅に水準が上昇しています。これは、第六次モデル策定時のコスト削減効果をトラフィックの減少が大きく上回っている影響であり、モデルの見直しによる接続料水準の抑制には限界がきていることを示しております。</p> <p>このような接続料の大幅な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者料金の値上げ等にも波及しかねないものと考えられるため、利用者利便を損なわないためにも、抜本的な接続料水準の抑制策について早急に検討を進める必要があると考えます。</p> <p>平成 28 年度以降の算定に適用可能な長期増分費用モデルについては、本年 1 月に「長期増</p>	<p>○ 長期増分費用方式に基づく平成 28 年度以降の接続料算定の在り方については、平成 27 年 2 月 9 日、総務大臣から情報通信審議会に対する諮問が行われ、現在、同審議会において議論されている。</p>

分費用モデル研究会」において報告書が取りまとめられ、長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28 年度以降の算定の在り方について、情報通信審議会に諮問されたところですが、抜本的な接続料水準の抑制のためには、IP モデルを直ちに適用すべきです。

【KDDI 株式会社】

○ 平成 28 年度の接続料算定から IP モデルを導入すべきと考えます。理由は、IP モデルが下記 3 点のモデルに関する基本的事項の考え方に合致するためです。

- ① 「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備や技術を採用する」
- ② 「内外有力事業者で現に採用されている例が稀ではない設備・技術を検討対象とする」
- ③ 「諸外国におけるモデルとの整合性を可能な限り考慮する」

まず①について、平成 27 年 2 月の接続政策委員会(第 22 回)で示されたコスト試算結果によれば、IP モデル(ケース A)のコストが最も低廉となっています<sup>※1</sup>。これはすなわち、IP モデル(ケース A)が現時点での最も低廉で最も効率的な設備や技術を採用した結果に他なりません。

次に②について、平成 27 年 1 月の「長期増分費用モデル研究会」報告書に示されている通り、各事業者がネットワークの IP 化を進めている<sup>※2</sup>こと及び平成 26 年度中にも 0AB～J-IP 電話の契約数が加入電話+ISDN の契約数を上回る見込みである<sup>※3</sup>ことから、IP 設備は採用されている例が稀ではないどころか主流となりつつあります。

最後に③について、同接続政策委員会資料に示されている通り、英国、フランス、ドイツで IP-LRIC が採用されている<sup>※4</sup>ことから、IP モデルは諸外国モデルとの整合性の点でも問題ないと言えます。

以上 3 点の基本的事項に合致することから、平成 28 年度以降の次期モデルには IP モデルが相応しいと考えます。

【ソフトバンク BB (株)、ソフトバンクテレコム (株)、ソフトバンクモバイル (株)】

<p>意見3 平成28年度以降の接続料算定に当たっては、接続料原価に算入されているNTSコストの在り方についても見直すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 当分の間の措置として接続料原価で負担しているNTSコスト（き線点RT-GC間伝送路コスト）の接続料原価への算入の見直しなどについても検討を進めることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 考え方2のとおり。</p>